

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年2月14日
【事業年度】	第76期(自 2020年4月1日至 2021年3月31日)
【会社名】	東京ボード工業株式会社
【英訳名】	TOKYO BOARD INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 弘之
【本店の所在の場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03-3522-4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 尾股 拓彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03-3522-4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 尾股 拓彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月25日に提出いたしました第76期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2021年6月24日付 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月24日付 独立監査人の監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(中略)

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(以下略)

(訂正後)

(中略)

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項として判断している。

(以下略)

独立監査人の監査報告書

(訂正前)

(中略)

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(以下略)

(訂正後)

(中略)

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項として判断している。

(以下略)